

6 実践例

特別支援教育巡回相談員による学校への訪問や、通常の学級に在籍する特別な教育的配慮が必要な児童生徒への支援の実践例を紹介します。

実践例1

小学校2年生のAさん

【Aさんの概要】

- 入学当初はさほど目立ちませんでしたが、次第に教室内を立ち歩き、教室から飛び出すことも多くなりました。
- 特に集団で行動することが苦手で、本人によると周りがうるさくて集中できない、大きな声で呼ばれるのが嫌だなどと言います。
- 学校は保護者に理解を求め、教室と一緒に入ってもらうなど、協力を得られていましたが、なかなか状況は変わりませんでした。

〈特別支援教育巡回相談員への相談〉

- 巡回相談員から、Aさんは学習に著しい遅れはないものの、周囲の環境に非常に敏感であり、注意集中に課題が見られることから、医療機関や相談機関の活用についてすすめられました。
- 現状は集団参加が難しいので、学びのサポーターなどに協力してもらい、落ち着ける環境での個別学習を行うことがよいのではないかとアドバイスを受けました(ただし、個別学習については、あくまで教室での学習に参加することを目標とした一時的な個別学習です)。また学級では、Aさんが落ち着けるように、座席の位置に配慮するとともに、学級全体で声の大きさについて視覚的な手掛かりを用いながら指導するとよいことを聞き、さっそく実践することにしました。
- 特別支援教育コーディネーターは個別の指導計画を作成することにし、巡回相談員に相談にのってもらいました。

〈学びのサポーターの活用〉

- 落ち着ける部屋での個別学習を中心に、学びのサポーターなどがAさんの支援を行いました。
- 学習の内容は、今後教室での学習に参加することを踏まえて、保護者や学級担任などと綿密に打合せをしながら指導を進めていきました。
- 学びのサポーターとの打合せ不足を補うために、Aさんの様子や対応方法などを記載する連絡ノート(対象児童の様子、気が付いたこと、手だてや対応など)を用意し、効果的に活用しました。

〈学級環境の整備〉

- Aさんの座席を、刺激量を減らし、担任からも声をかけやすい前方の端にしました。
- 声の大きさを6段階に分け、視覚的にも理解しやすいように「ものさし」で表して子どもたちに指導しました。「今は二人で相談だから、1の声でね」等と具体的に指示をしました。

〈成果と今後〉

- 個別学習であれば集中して学習に取り組んだり、自分の気持ちなどを素直に話したりするようになってきました。併せて、環境を整えた教室での学習にも少しずつ参加するようになっていましたが、特に個別学習の成果が上がってくるにつれて、教室で学習できることが少しずつ増えてきました。
- その後、医療機関への受診とつながりました。
- 巡回相談員や学びのサポーター、保護者などを加えたケース検討会議を定期的に行い、Aさんへの支援の見直しを行う予定です。

【Bさんの概要】

- 小学校からの引継ぎでは、5、6年生の頃から休みがちで、登校してきても別室で過ごすことが多くなってきたとのことでした。また、日常生活におけるこだわりや独り言が見られ、自分の思いどおりにならないときなどは、ドアを蹴飛ばして壊したり、給食の皿を友達に投げつけたりするなどの乱暴な行動がみられていたことから、中学校への入学に際し、保護者も心配をしていました。
- 中学校では、1学期には大きなトラブルなどはありませんでしたが、2学期になって集団での活動の場面がとて多くなったことから、友達とのトラブルや学級に入れないことが増えていきました。

〈ケース検討会議の開催〉

- 学校が中心になって、スクールカウンセラーやBさんに関わっている相談機関など関係者に呼び掛け、ケース検討会議を開催しました。

ケース検討会議で話われたこと

- Bさんの現状から支援・指導の方針・目標を検討しました。
- 相談機関から、Bさんの行動の背景には活動予定が変更になったときなど、気持ちが不安定になっているときが多いことや、保護者特に母親の気持ちも不安定なことが多く、朝、イライラしてBさんを叱ってしまったときなどに乱暴な行動がみられることも併せて確認されました。
- 学校はケース検討会議の内容を受けて、小学校から引き継いでいる個別の指導計画の内容を見直した上で(以下、参照)、支援を進めていくことにしました。
- スクールカウンセラーは、主に保護者から話を聞いて保護者の心配を軽減させるようにすることにしました。
- 相談機関は、定期的に教育相談を実施してBさんと保護者の双方から定期的に話を聞きながら、行動改善のための目標を評価することにしました。
- ケース検討会議を必要に応じて再度開催することにしました。

Bさんの個別の指導計画(一部抜粋)

長期目標	○ 学校生活全般において、自分の置かれた状況を冷静に考えて行動できる。 ○ 相手の言うことを落ち着いて聞いて、内容を理解して行動できる。 ○ 伝えたい内容を相手に分かるように話すことができる。
手だて (指導方針)	○ 学習や行事など学校生活に見通しがもてるよう分かりやすく提示する。 ○ 少しずつ分かりやすく伝えるなど、伝える情報を整理する。 ○ 友達との関わり方について、冷静な時に具体的に教える。 ○ 一人一人のよさを認め合う学級集団づくりに努める。
保護者の 願い	・ 周りの友達と仲良く過ごしてほしい。 ・ パニックにならず落ち着いて学校生活を送ってほしい。

	短期目標	支援・指導の方法	支援 (担当者)	評価
学習面・行動面	・授業に落ち着いて参加ができる。 ・気持ちの高ぶりを押さえて、自分自身を振り返ることができる。	・ペアや小グループでの学習を多く取り入れる。 ・タイマーなどを活用して作業などの時間の区切りが分かるようにしたり、1日や1週間のスケジュールに見通しをもたせたりする(変更は早めに伝える)。 ・場の状況にそぐわない発言や質問は控えるよう伝え、後で振り返る。 ・パニックになった時は相談室に移動し、落ち着かせる。冷静になってからパニックの原因等を振り返る。	一斉授業担任 教科担任 関係職員 スクール カウンセラ ー	・授業全般に落ち着いて参加できるようになっている。 ・気持ちを落ち着かせるため自分から教室を出ることが数回あった。 ・気持ちが落ち着くと自分からその原因を話すことができた。
対人関係・コミュニケーション	・友達とトラブルになったときは、その原因を考えることができる。 ・伝えたい内容を、筋道を立てて話すことができる。	・相手から受けた行為だけではなく、その状況に至った経緯を考える(必要に応じて相手も交えて考える)。 ・いつ、誰が、何をといった具体的なことを質問し、一つずつ落ち着いて考える。 ・必要に応じて、伝えたい内容のメモを取る。	担任 学年職員 関係職員 スクール カウンセラ ー	・最初は落ち着くまでに時間がかかったが、現在は相手の気持ちや自分の行動を少しずつ振り返ることができるようになってきた。 ・落ち着いているときには、相手に伝えたいことを話すことができた。
その他	・安定した気持ちで過ごすことができる。	・教室などの座席は教師のすぐ前にする。 ・大切な連絡はメモを取るように伝える。 ・グループ学習などで本人が得意とする役割を与えるようにする。	担任 教科担任	・他の生徒の動きなどが目に入りにくくなり、落ち着いて過ごせるようになってきた。 ・教師とのコミュニケーションが図りやすくなった。 ・口頭だけでは伝わりにくかった内容も伝わるようになった。 ・自分に自信をもてるようになった。

〈成果と今後〉

○Bさんは乱暴な行動が減るなど、落ち着いて過ごせるようになってきました。

○スクールカウンセラーは、今後も保護者の心配が軽減するよう定期的に面談を続けていくことにしています。

○相談機関では、今後、進路を含めた相談をする予定です。

実践例3

小学校1年生のCさん

【Cさんの概要】

- いつもニコニコとしていて仲の良い友達もいる C さんですが、学習では教師や友達の話の内容を理解するのにやや時間がかかるようです。
- 保護者の方はあまり心配していないようですが、平仮名や漢字をなかなか覚えられないこともあるなど、次第に学習面での困りが目立つようになってきました。

〈特別支援教育巡回相談員への相談〉

- 学級担任の先生は C さんの困りに気づき、つまづいている学習内容は何か、どのような支援をしたら理解できるのかを考えながら、個別の支援を行ってきました。
- 少しずつ C さんができることは増えてきましたが、今後どのような支援を行っていけばよいか、特別支援教育コーディネーターと一緒に巡回相談員に相談をしました。
- C さんの授業場面や活動場面の観察、担任からの聞き取りなどを行った巡回相談員から、次の状況にあることを聞きました。

学習面	聞く	○日常生活に大きな問題はなく、個別の意味理解は概ね良好であるが、時々「はし」→「あし」など似た音を聞き誤ることがある。
	話す	○全体への指示はうまく伝わっていないことがあり、個別の確認が必要である。
	読む	○自分からあまり積極的に話す方ではないが、毎日繰り返し行っている活動であれば、自分の言葉で話題に沿って話をするができる。
	書く	○読める字は増えてきているが、逐次読みであり、行を飛ばして読むこともある。
	計算	○一度読んだだけでは全体の意味を十分把握するのは困難である。濁音や拗音などの理解も十分ではない。
	推論	○模写が苦手である。平仮名はほぼ書けるようになったが、思い出すのに時間がかかる文字がある。
行動面	注意	○漢字はあまり書くことができない。誤字脱字や誤表記が多い。
	集中	○数の概念の理解はややあいまいである。パターンの計算が分かるとそれを使うことができる。
	集団参加	○文章題は担任がその問題を読み上げて個別に時間をかけて説明すると理解できる。
運動面	対人関係	○注意が散漫になることはないが、気になるものがあると没頭する傾向にある。
		○全体指導の場面で対象に注意を向けることや注意を持続することが苦手である。
		○積極的に参加している。
生活面	粗大運動	○学んだことやルールなどを集団の中でスキルとして使おうとしている。
	微細運動	○休み時間の鬼ごっこなどにも参加しているが、ルールを理解していないと思われることがある。
	身辺処理	○なわとびやかかけこなどが平均的にできる。
		○やや不器用さが見られる。
		○描画のテーマは理解しており、線へのこだわり等もないように思えるが、細部までは描くことができずに幼い絵となっている。
		○問題なし

- 特別支援教育コーディネーターや担任は、巡回相談員と今後の支援の方向性について次のように話し合いをしました。

今後の支援の方向性 ○背景 ⇒手だて

- ① 自己肯定感や周囲からの評価の低下を防ぐこと
⇒机上に平仮名 50 音表を貼って、確認ができるようにすること。
教科書の巻末ページを見ながら書き写すことなど、本児に適した目標設定とし、課題達成的に取り組めるようにすること。
- ② 指示の聞き逃しの機会を少なくすること
○注意を持続することが苦手で、結果的に指示の聞き逃しが多いのではないか。
○没頭傾向が見られるが、注意が向いている時には、全体指示を聞いて行動に移すことが見られている。
⇒注意集中の低さを補う為に、個別の注意喚起をこまめにする。座席位置も検討が必要かもしれない。
- ③ 視覚的な情報処理に苦手さがあると思われることから、苦手さを補う為の手だてを講じ、支援を受けながら課題に取り組むことができる。
○注目すべきなのか、何を聞かれているのか、視覚的な情報が多いと混乱するのではないか。
⇒実物投影機と大型テレビなど ICT 機器を活用して大きく映し出し、聞いていることと、目から見えるものを一致させ、余計な情報を入れないようにする。
注目すべきところ(1画目など)に色を付ける。筆順を順に示した教科書の巻末ページを見ながら書く練習をする。
⇒学校で音読する時には指差しで追うことや、下敷き等で他の行を隠しながら読むことを行うとともに、家庭で音声教材を活用して教科書を読むことの学習(予習)をしてはどうか。

【音声教材】とは

発達障がい等により、文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材で、パソコンやタブレット等の端末を活用して学習する教材。教科書発行者から提供を受けた教科書デジタルデータを活用しており、ボランティア団体等が製作し、無償で提供されている。音声とテキストが同期し画像も標示される「マルチメディアデザイン教科書」や音声のみの「音声教材 BEAM」などがある。

また、令和6年度より、帰国外国人などの日本語に通じない児童生徒にも使用が可能になった。

- このような支援の方向性を参考にしながら、個別の指導計画を次のように(一部抜粋)見直して、具体的な支援に取り組みました。

	短期目標	場面	手だて	評価
短期目標と手だて	・行を飛ばさずに音読することができる。 ・指示を聞いて行動することができる。	学習 学習生活	・指差しで追うことや下敷き等で他の行を隠しながら読むようにする。 ・家庭で音声教材を活用して音読の練習をする。 ・座席を最前列の廊下側にする。 ・前方の掲示物を目に入りにくいところへ移動する。 ・個別に注意喚起をしてから話しかける。	・たどたどしいが、行を飛ばさずに音読できるようになっている。今後も手だて等については検討が必要。 ・注意が持続し、指示を聞いて行動することができるようになってきた。

〈成果と今後〉

- 学習全般に積極的に参加しようとする姿が見られるようになりました。
- 成長は見られるものの、読むことなどに課題や困りがあり、今後も C さんの的確な実態把握と支援の在り方についての継続的な検討が必要です。
- 今後、必要に応じて「学びのサポーター」などの活用も考えていく予定です。

7 保護者や関係機関との連携

(1) 保護者との連携

特別な教育的支援を必要とする子どもへの教育的ニーズに応じた指導を進めていくためには、学校としての方針等を保護者に説明し、理解を得ることが大切です。

また、支援を行う際には、保護者との情報の共有に心がけることを大切にしましょう。その前提となるのが、保護者との信頼関係です。保護者の気持ちを共感して受け止め、子どものよさを伸ばしていきたいという視点を大切に、話し合しましょう。

校内学びの支援委員会（特別支援教育コーディネーターが中心となって）として、保護者との連携・協力できる体制を整えていきましょう。

保護者に伝える内容

- 担任だけではなく、学校全体として、子どもを理解し支援していくことを伝える。
- その子のよさを伸ばす視点を大切にしたい支援をしていくことを伝える。
- 学級（学校）でできる、あるいは取り組もうと考える具体的な内容について伝える。
- 改善された点を具体的に確認しながら、支援を進めていくことを伝える。

問題点だけを伝えることは避けましょう

子どもの問題点だけを保護者に直接伝えることは避けましょう。「これならできる」「こうすればできる」という内容を保護者に具体的に示すことが大切です。

保護者の話を傾聴し、情報の収集を

保護者は、子どもにとっての最も身近な理解者です。我が子の学習面や行動面での困難さを、様々な姿をとおして感じ取っています。

学習、行動、対人関係等についての保護者の見取りやニーズを聞きましょう。家庭の様子、生育歴（言語、社会性、運動等）、医療機関の受診歴、就学前の様子や学校での状況等の情報を保護者の理解を得て収集しましょう。

学校でも共通してできる取組を探るという観点から、家庭での様子や関わり方のポイントなどについて、聞き取りましょう。

そして、校内学びの支援委員会で具体的に検討し、まずはできることから一つずつ取り組み、できたことなどその成果や様子について一つずつ伝えながら、保護者と連携協力して取り組んでいきましょう。

できるところから学校は支援し、
子どもができたことを保護者へ伝えましょう

保護者に誤解を与えやすい
態度と保護者が感じるこ
との例

■無表情・無口

「愛想がない」

「何か不満があるのではないか」

■とにかくよくしゃべる

「状況がよく分かっていないので
はないか」

■伝える内容が攻撃的なもの、 要求的なものに偏る

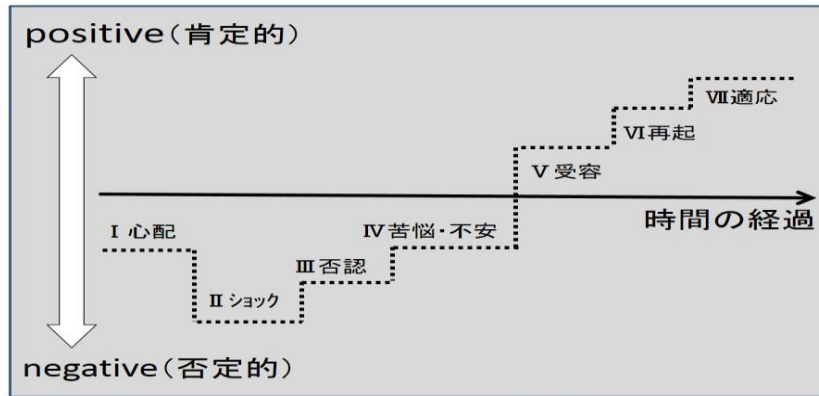
「孤立感やストレスを感じる」

「子育てを批判されている」

保護者の心情に沿った支援を大切に

平井 保氏(1998)は、自分の子どもに障がいがあると知った保護者の心理過程を研究して下図のようにまとめました(受け止め方は、保護者により異なります)。

特別な教育的支援を必要とする子どもへの支援では、その子への支援はもちろん保護者の心情に寄り添った保護者への支援も欠くことのできないものです。



(2)関係機関との連携

特別な教育的支援を行う際、学校だけでは十分に対応できないことも多く、そのような際には、保護者の理解と同意の下に、子どもが利用している相談・医療機関など関係機関との連携協力がポイントになります。

関係機関との連携に当たっての留意点

他の機関と連携をする場合、以下のことを把握して、整理しておく必要があります。

- 子どもや保護者が現在関わっている機関はどこか。あるいは、以前関わっていた機関や、この先関わることが予想される機関には、どのようなものがあるのか。
- それぞれの機関において、子どもや保護者はどのような支援を受けることができるのか。
また、それらの支援をどれぐらいの頻度で受けているのか。
- 各機関からは、どういった情報提供が受けられ、教育的支援や合理的配慮について役立てることができるのか。

他機関との連携の具体例

就学相談に関わって

A さんが通園していた障がい児通園施設並びに在園していた幼稚園から、発達の状態や集団活動での様子等についての情報提供を受け、就学先を検討する上での参考にした。

教育活動に関わって

B さんは、軽度の肢体不自由があり、訓練機関に通っていた。そこで、訓練を担当している OT*と連絡をとり、B さんの運動機能の状態について詳しく説明を受けた、小学校における体育的活動における配慮事項についての助言を受けた。
*作業療法士

中学校進学に関わって

C さん自身が小学校卒業後のイメージをもつことができるように、また中学校が C さんの実態や課題を把握するために、中学校での交流や体験入学を計画し、実施した。

連携の際の留意点

- 外部機関と連絡をとる際には、事前に保護者の了解を得て、各機関と打合せを行う必要があります。
 - ・「何のために、誰に、どのようなことを、どの程度まで聞くのか」ということを保護者に明確に伝え了解を得ておきます。
- 個人情報の管理を厳重に行います。
- 他機関への連絡に当たっては、その機関が要請する手順に留意します。
 - ・事前にどういう部署や担当者に話を通す必要があるのか。
 - ・どういった書類手続が必要か。
- その機関の方針や、担当者の立場や考えを尊重します。
- 協力してもらうばかりでなく、学校としても他機関に対して協力的な姿勢で対応します。

札幌市における主な関係機関

療育

自閉症児支援センターさぽこなど
福祉型児童発達支援センター(かしわ学園など)
医療型児童発達支援センター(みかほ整肢園など)
児童心理治療センターこころば、
児童発達支援、放課後等デイサービス など

「さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業」

各コンシェルジュ機関(札幌市から委託等を受けた医療機関)が、子どもの状態にあった適切な医療機関などを速やかに案内(コンシェルジュ)します。

【対象となる子ども】

- ・こころの悩みを抱える子ども
- ・発達障がい疑われる子ども

【ホームページ(札幌公式)】

ホーム>健康・福祉・子育て>福祉・会議>障がいのある方へ
>支援・サービス>医療を利用しやすく>さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業

【問い合わせ】 保健福祉局障がい福祉課 211-2936
教育委員会児童生徒担当課 211-3861

医療

子ども心身医療センター 発達医療センター(ちくたく)など

教育

札幌市教育委員会

札幌市の特別な教育的支援を必要とする子どもを支える仕組み
札幌市学びの支援委員会
教育センター(教育相談室、幼児教育センター)
特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室、園・学校間連携
特別支援教育巡回相談員、学びのサポーター
市立幼稚園・認定こども園幼児教育支援員
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
相談支援リーダー、相談支援パートナー
教育支援センター など

北海道立特別支援教育センター、道立特別支援学校など

親の会
大学
など

労働

北海道障害者職業センター、ハローワークなど

福祉

児童相談所、区保健福祉部、保健センター
札幌市精神保健福祉センター(札幌こころのセンター)
札幌市自閉症・発達障がい支援センター(おがる)
障がい者相談支援事業所など

札幌市学びの支援委員会

札幌市学びの支援委員会は、札幌市に在住している障がいのある幼児児童生徒に対して、一人一人の特別な教育的ニーズに応じた適切な教育が行われるよう、就学相談において、障がいの程度や状態の把握、教育上必要な支援の内容や合理的配慮の観点、就学先の違いによりどのように教育資源等を活用できるかなどについて、委員や児童生徒の在籍学校からの意見聴取及び意見交換を行います。

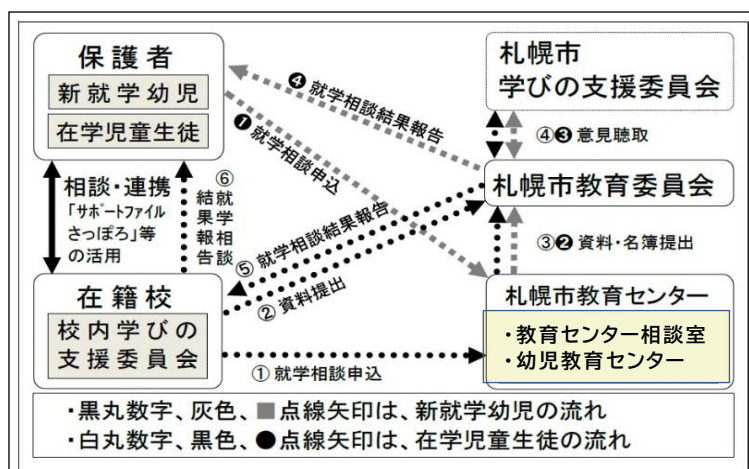
意見聴取及び意見交換は、事前に教育センターでの教育相談を十分に行った上で、学校教育法施行令第22条の3、文部科学省「第756号通知」のほか、札幌市教育センターや関係機関から収集した関係資料等に基づき総合的な観点から行います。

(1) 教育相談と就学相談

教育相談とは、札幌市教育センター等において、保護者等の心配に応じ、対象となる子どもへの教育的対応等について話し合うなどの相談です。就学相談とは、札幌市学びの支援委員会によって、子どもの教育内容や学びの場等について意見交換等を行う相談となります。教育相談と就学相談は、実施の意図が異なりますので留意が必要です。

なお、就学相談の申込は、事前に教育センター等での教育相談を受けることと、校区の特別支援学級や特別支援学校等での見学・相談を受ける必要があります。

【就学相談経路図】



※経路図では、学校から札幌市学びの支援委員会の窓口である札幌市教育センターへ申し込む流れになっています。

※新就学の際の教育相談・就学相談については、幼児教育センターで対応しています。

黒丸数字、■点線矢印は、新就学幼児の流れ
白丸数字、●点線矢印は、在学児童生徒の流れ

就学相談に至る過程では、保護者からの相談や担任の気づきから、子どもの困りに対する認識を共有し、将来の自立や社会参加に向けて、どのような教育的ニーズがあるかについて保護者と共通理解を図ることが重要です。保護者が、子どもの障がいを受容するまでには期間を要することもありますので、校内学びの支援委員会が関係機関等と連携を図っていくことが大切になります。

就学相談資料例

- [illegible]

保護者の就学相談申込みの際に同意を得て、教育委員会は学校等に対して資料の提出をお願いしています。園や学校は、右図などの様式を参考にして、「生活」「コミュニケーション」「学習」「集団での様子」「就学に係る特記事項」等、それぞれの欄に記載する内容を検討し、適切に作成する必要があります。

-
- ```

graph TD
 A[①教育相談の申込] --> B[②就学相談の申込]
 B --> C[学級の支援委員会（部会）に係る資料等の収集]
 C --> D[学級の支援委員会の開催]
 D --> E[③部会別の書類による就学相談、学校における就学相談]
 E --> F{ }
 F --> G[④-1 意見結果を保護者へ通知]
 F --> H[④-2 面談による意見聴取を要する]
 G --> I[⑤-1 意見結果に異議なし]
 G --> J[⑤-2 意見結果に異議あり]
 I --> K[就学手続きへ]
 J --> L[⑤-3 面談拒否]
 J --> M[⑤-4 面談希望]
 L --> N[教育委員会
で話し合い
後、就学
手続きへ]
 M --> O[面談による意見聴取]
 O --> P[意見結果を保護者へ通知]
 P --> Q[就学手続きへ]
 Q --> R[就学措置]

```
- ①教育相談の申込
- ②就学相談の申込
- 学級の支援委員会（部会）に係る資料等の収集
- 学級の支援委員会の開催
- ③部会別の書類による就学相談、学校における就学相談
- 面談による子どもの状態を把握した方がよいと思われる例  
○障がい種が複数な場合や障がいの状況が境界にあり見極めが困難なケースや医療的ケアが必要な場合など ※訪問学級については、面談のみ
- ④-1 意見結果を保護者へ通知
- ④-2 面談による意見聴取を要する
- ⑤-1 意見結果に異議なし
- ⑤-2 意見結果に異議あり
- ⑤-3 面談拒否
- ⑤-4 面談判断を希望
- 面談による意見聴取
- 意見結果を保護者へ通知
- 就学手続きへ
- 就学措置

- ・就学相談申込者が新就学児童の場合、教育委員会から保護者へ直接通知します。
- ・就学相談申込者が在学児童・生徒の場合、教育委員会から在学学校及び保護者へ通知します。

## 札幌市教育センターにおける教育相談

**相談の申込み(相談場所共通) 671-3210 (小学生～高校生)**

**671-3454 (幼児)**

【電話相談】: 直接電話でご相談ください。

【来所相談】: 予約が必要です。保護者の方が直接お電話してください。

**受付時間 9:00～17:00 (月～金)**

※祝日、年末年始を除く

**相談場所 (小学生～高校生)**

**札幌市教育センター教育相談室**

札幌市西区宮の沢 1 条 1 丁目 1-10

札幌市生涯学習総合センター(ちえりあ)内

**まこまる教育相談室** ～ 札幌市南区真駒内幸町 2 丁目 2-2 まこまる3F

**リフレ教育相談室** ～ 札幌市白石区本通 16 丁目南 4-26 リフレサッポロ2F

(幼児)

**札幌市教育センター・幼児教育センター**

※住所は教育相談室と同じ

**各区の研究実践園(市立幼稚園・市立認定こども園)等 ※令和7年度より**

\* 相談場所は、市内10区にあります。**(相談場所の小学校への問合せはできません。)**

\* 相談場所によって、予約窓口と問合せ先の園が異なります。

校内学びの支援委員会による対応だけでは十分な解決が図れないことや、より専門的なアドバイスが必要になる場合があります。

そのような時には、札幌市教育センターの教育相談をご利用ください。

### <問合せ先>

| 区  | 相談場所    | 電話       | 区  | 相談場所        | 電話       | 区  | 相談場所       | 電話       |
|----|---------|----------|----|-------------|----------|----|------------|----------|
| 中央 | 中央幼稚園   | 251-6700 | 白石 | きくすいもとまち幼稚園 | 873-2285 | 清田 | 認定こども園にじいろ | 883-3345 |
| 南  | *真駒内公園小 |          | 厚別 | *ひばりが丘小     |          | 西  | はまなす幼稚園    | 666-9477 |
| 北  | 白楊幼稚園   | 736-0764 | 豊平 | かっこう幼稚園     | 852-1230 | 手稲 | *富丘小       |          |
| 東  | *東光小    |          |    | ※教育支援センター月寒 |          |    |            |          |

### 「相談の進め方」

- 保護者との面談にて、主訴(困っていることなど)を確認し、子どもの発育や発達の様子、学校や家庭における生活の様子を把握します。
- 子どもに対しては、遊びの様子を観察したり、必要に応じて発達に関わる検査を実施したりしながら、子どもの発達の状況等を確認し、子ども理解を深めます。
- 保護者の同意のもとに、学校や医療機関、児童相談所などと連携を図り、実態の把握や問題の所在を総合的に判断します。
- 在籍校に対しては、保護者の了解のもと、支援の手だてや情報提供を行います。
- 教育相談は1回で終了する場合もあれば、継続的な相談が必要な場合もあります。
- 教育相談を進める中で、保護者が特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室が学びの環境としてより適していると十分理解を示した場合、「札幌市学びの支援委員会」の就学相談の手続きを行います。
- 教育センターで教育相談を受けた場合は、欠席や遅刻、早退にはなりません。

### ※心理検査について

心理検査については、教育相談を進めていく中で、相談担当者の判断のもと必要に応じて実施するものです。

## 特別支援学校

札幌市には道立と市立の特別支援学校があります。市立の特別支援学校は、知的障がい（豊明高等支援学校、みなみの杜高等支援学校）、肢体不自由（豊成支援学校・北翔支援学校）、病弱（山の手支援学校）に対応しています。

特別支援学校は、教育上の専門性を生かしながら地域の小・中学校等を積極的に支援していくこと（地域の特別支援教育のセンター的機能）が求められています。

### 市立特別支援学校のセンター的機能の内容例

（※令和6年度より教育委員会で各校のセンター的機能に係る要請の集約を実施）

#### ○研修協力機能

- ・市教委主催の特別支援教育に関する研修など、各種研修への協力
- ・特別支援学校の専門性に基づく内容に関する研修会など、特別支援教育に係る研修機会の提供

#### ○相談支援機能

- ・特別支援学校の専門性に基づいた教育相談の実施
- ・他の学校等の個々の子どもの指導に関する相談、個別の教育支援計画等の作成に当たっての支援（特別支援教育巡回相談員との同行による訪問支援を含む）など
- ・合理的配慮についての情報提供

#### ○地域との連携機能

- ・施設設備の提供
- ・地域の方々との触れ合う機会の充実

※全ての市立特別支援学校が一律にセンター的機能を担うのではなく、障がい種（肢体不自由、病弱、知的障がい）など各学校の実状に応じて対応しています。  
※平成28年度から、小中学校等の要請に応じて、道立特別支援学校の教員を派遣する「特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業」を実施しています（北海道教育委員会主催）。

### 特別支援学級・通級指導教室

特別支援教育の推進においては、すべての学校で特別な支援を必要とする子どもに対して適切な支援が求められています。その中においては、特別支援学級や通級指導教室の担当者も校内リソース（資源）の一つとして、その専門性を発揮し、大きな役割を担います。

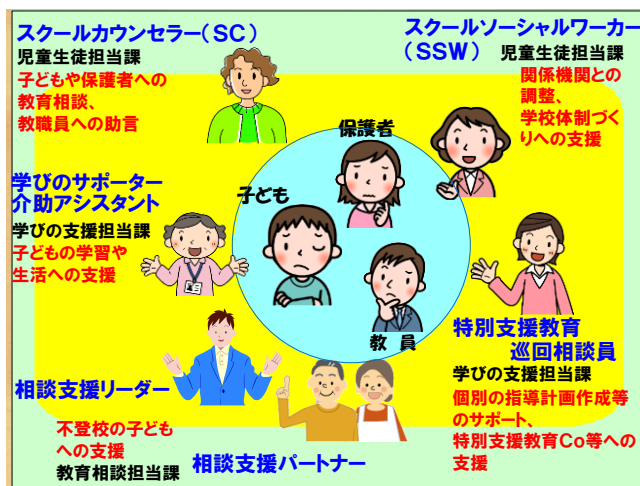
#### 校内リソースとして求められる役割

- 校内における特別支援教育や合理的配慮についての情報の提供
- 通常の学級担任からの相談への対応
- 通常の学級担任からの依頼で行う個別指導や小集団での指導
- 校内学びの支援委員会における専門的な意見の提供
- 保護者への相談
- 特別支援教育コーディネーターとの連携促進
- 関係機関についての情報提供や連携に際しての調整役等

- 特別支援教育の専門性や指導方法等をより有効に活用しながら、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもへの支援も含めた学校全体の特別支援教育の推進の中で、積極的に役割を担うことが学級の児童生徒の理解促進にもつながります。
- 交流及び共同学習の一層の推進を図るため、子ども同士だけでなく、通常の学級担任と特別支援学級担任が授業を交換して行う「担任交換授業」を実施することにより、教師間の連携促進や子ども理解を深めることにつながります。

## 札幌市の特別な教育的支援を必要とする子どもを支える仕組み

教育委員会では、これまで特別な教育的支援を必要とする子どもを支える仕組みを構築してきました。支援に当たっては、例えば子どもの不登校や問題行動の背景として、発達障がいなどが起因となるケースも見られることから、必要に応じて、関係課と連携を図りながら効果的な対応を検討し、対応を進めています。



特別な教育的支援を必要とする子どもの支援に向けて、特別支援教育コーディネーター等への相談支援を行う「特別支援教育巡回相談員」、子どもへのカウンセリング等を行う心理の専門家である「スクールカウンセラー」、家庭環境などに福祉的な側面から働きかけ、問題解決を図る「スクールソーシャルワーカー」、直接、困りのある子どもへの学習や生活上の支援を行う「学びのサポーター」、不登校や不登校の心配がある子どもや家庭に対する支援を行う「相談支援リーダーや相談支援パートナー」等の役割を十分理解して、効果的に活用することが特別

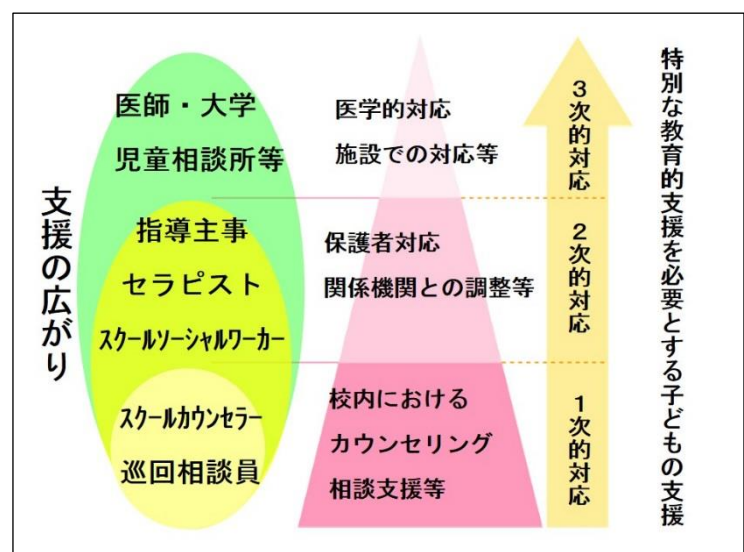
な教育的支援の必要な子どもに対する支援の充実に繋がります。

特別な教育的支援を必要とする子どもの支援については、まずは校内において、校内学びの支援委員会が中心となり、スクールカウンセラーや巡回相談員などと連携を図り、子どもの困りについて把握し、十分に検討した上で支援へとつなげます。これを「1次的対応」と考えることができます。

次に、子どもによっては巡回相談員だけでは子どもの見立てが困難な場合や、保護者のニーズを踏まえた対応、関係機関との連携の調整が必要なケースなどがあり、これを「2次的対応」と考えることができます。これらのケースでは、学校担当指導主事やセラピストが学校を訪問して対応することや、スクールソーシャルワーカー(SSW)を要請し、関係機関との連携の調整を図るなどして、支援を行うことが考えられます。

さらに子どもによっては、病院や大学、児童相談所等、関係機関が直接携わらなくてはならないケースが想定され、これを「3次的対応」と考えることができます。

ケースの数としては、上に行くほど、少なくなることが想定されますが、関係性という点では、学校から、教育委員会、そして、福祉や医療を含めた対応と上にいくほど、広がりを見せると言うことができます。



## 特別支援教育巡回相談員

特別支援教育巡回相談員は、各校の特別支援教育コーディネーター等を支援し、特別な教育的支援を必要とする子どもの困りの把握や支援内容の検討、それに基づく個別的教育支援計画・個別の指導計画の作成や見直しなどをサポートします。

### 巡回相談員の具体的な役割

- 授業場面や休み時間等の行動観察や担任、担当の先生からの聞き取りなどを通して、対象となる子どもの困りについて検討、把握を行います。
- 困りを把握した子どもへの適切な教育的対応や、障がいのある子どもの実態を踏まえた「合理的配慮」についての相談、検討を行うとともに、効果的な教育的支援を行うために個別的教育支援計画や個別の指導計画の作成を支援します。
- 必要に応じて、教育センターをはじめとする関係機関と連携を図りながら、保護者対応についての相談やケース検討会議の開催等、学校だけでは対応が困難な事例へのサポートを行います。
- 必要に応じて、資料提供や研修支援、校内学びの支援委員会出席など、各校の特別支援教育推進をサポートします。

〈巡回相談員に関する問合せ先〉  
特別支援教育巡回相談員室

**205-3072**  
または学びの支援担当課(特別支援教育担当)  
**211-3821**へ

Q: 個別的教育支援計画等を巡回相談員が作成してくれるということですか？

A: 個別的教育支援計画等は、各学校の校内学びの支援委員会が中心になって作成します。巡回相談員は、個別的教育支援計画等の作成や見直しのお手伝いをします。

Q: 作成や見直しとは、どのようなサポートをしてくれるのですか？

A: 個別的教育支援計画等に記載するため、例えば子どもの見立てを一緒に考えたり、見立てに基づいた具体的な支援(手だて)、見直しに伴う評価などを一緒に考えたりします。

### 学びのサポーター

学びのサポーターは、特別な教育的支援を必要とする子どもに対して、学校生活上必要とする支援を行います。

#### 学びのサポーターの活動内容

学びのサポーターは、校長の指揮監督のもと、教員の補助として以下の活動を行います。

- 対象となる子どもの学習活動における支援を行います。
  - 対象となる子どもの学校生活における日常生活動作の介助を行います。
  - その他、事業の目的に沿って、校長が必要と認める教育活動への支援を行います。
- ※特別支援学級に在籍する児童生徒について、事業の対象となる場合があります。

活用に当たっては、学びの支援担当課までご相談ください

#### ■介助アシスタント制度について

介助アシスタント制度は、肢体不自由等があり、日常的に支援を必要とする児童生徒に対して、食事や移動の介助などを行います。

在籍については、通常の学級、特別支援学級を問いません。

学びのサポーターが円滑に子どもへの支援を行い、効果的なものとなるためにはその子にどんな困りがあり、その困りを解消するためには、どんな目標をもって、誰がどのように支援していくかを明確にすることが大切です。

そのために、例えば、巡回相談員に子どもの困りについての見立てや、個別の指導計画の作成について支援を依頼するなど、連動して活用することが効果的です。

〈学びのサポーターに関する問合せ先〉  
学びの支援担当課学びの支援係

**211-3821**へ

## スクールカウンセラー（SC）

スクールカウンセラーは学校における教育相談体制の充実を図るため、子どもや保護者への教育相談はもとより、子どもへの関わり方等について教職員等へ助言します。

### スクールカウンセラーの業務

- 子どもへのカウンセリングを行います。
- カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言、援助を行います。
- 緊急時の心理的サポートを行います。
- 関係機関との連携を行います。
- 心理的教育プログラム（研修会での講演等）を行います。

〈SC、SSW に関する問合せ先〉  
児童生徒担当課

**211-3861**

## スクールソーシャルワーカー（SSW）

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉に関する知識を用いて、他職種や他機関との連携や協働した取組を促進することにより、学校が継続的に関係機関と連携しながら、様々な課題に対応できる学校体制づくりを支援します。

### スクールソーシャルワーカーの支援内容

- 問題を抱える子どもがおかれた様々な環境の問題への働きかけを行います。
- 福祉機関等の関係機関・団体とのネットワークの構築、連絡・調整を行います。
- 学校内におけるチーム体制の構築、支援を行います。
- 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供を行います。
- 教職員への研修活動等を支援します。

SSW 直通電話番号  
**211-3656**

## 相談支援パートナー事業

（相談支援リーダー・・・6名、相談支援パートナー・・・全小・中学校種で465名）※令和6年度

相談支援リーダー・相談支援パートナーは、子どもの不登校状況の改善を図るため、不登校や不登校の心配がある子どもや家庭に対し、学校の方針や計画に基づき、子ども一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行います。

### 相談支援パートナーの活動内容

- 主に登校しても教室に入ることができない児童生徒に対し、校内教育支援センター（別室等）での学習支援や面談等を行います。
- 不登校や不登校の心配のある児童生徒や家庭に対し、教職員と協力しながら家庭訪問等を行い登校を働きかけることもあります。

### 相談支援リーダーの業務

- 不登校や不登校の心配のある児童生徒や家庭に対し、状況の改善を図るための支援を行います。
- 担当の小・中学校種への巡回訪問を行い、相談支援パートナーに対し、子どもへの関わり方等について指導・助言を行います。

〈相談支援パートナー事業に  
関する問合せ先〉  
教育相談担当課

**671-3249**

## 園・学校間連携

幼稚園・認定こども園や保育所と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校などの園や学校間の接続や学校卒業後の進路先との連携や引継ぎを、より一層充実させていくことが必要です。

「個別の教育支援計画」などを有効に活用して、特別な教育的支援の必要な子どもに対して、長期的な見通しをもって一貫した支援ができるようにしていくことが大切です。

### 幼稚園・認定こども園や保育所と小学校との連携

- 保護者の了解を得た上で、幼稚園・認定こども園や保育所における子どもの活動の様子を観察したり、小学校入学後に幼稚園・認定こども園、保育所の職員の参観などを行ったりします。
- 児童発達支援の事業所などに通う子どもについては、職員との情報交換を行い、子どもの発達の状況や配慮事項などについて、入学前から確認しておきます。

支援を必要とする子どもたちの保育の様子などを小学校へ伝えることができ、学級編成や子ども理解の上で有効であったことや、保護者も安心して小学校の入学を迎えられたという成果が上げられています。

### （各区幼保小連携推進協議会における「幼稚園・保育所・小学校連絡会」について）

幼稚園・認定こども園・保育所に在籍する幼児が、小学校に円滑に就学できるよう、区ごとに幼稚園・認定こども園・保育所と小学校の連携体制の整備を図ることを目的として実施しています。

### （連絡会の内容について）

小学校入学に際し、引継ぎが必要で保護者の了解を得た市内の幼稚園・認定こども園・保育所に在籍する幼児の支援内容等について、教員及び保育士等と就学先の小学校の担当者で引継ぎを行っています。

### （連絡会の実施について）

各区幼保小連携推進協議会の中で行います。

- ◎このような機会だけで終わることなく、特別支援教育コーディネーター間で子どもの配慮事項などについて連絡を取り合うなど継続した連携を図っていくことが大切です！

### 小・中学校間や中・高等学校間の連携

- 在学中から学校における生活や学習の様子を特別支援教育コーディネーター間で情報交換したり、必要に応じて参観したりすることが入学後の対応にとって有効になります。
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、指導の一貫性を保つことも必要です。
- 高等学校への進学の際は、高等学校入学者選抜時における配慮が必要となる場合もあります。その場合、中学校で行っている配慮等を高等学校へ伝えると共に、生徒本人・保護者の要望として、学力検査時や面接時はもとより、入学後の学校生活における事柄も具体的に伝えることが大切です。
- 高等学校への情報が不足しがちになることがあります。その要因として、入学者選抜に影響が出るのではないかと懸念が考えられますが、情報の提供は不利益ではなく、不利益を解消するためのものであることを、保護者にも十分理解いただくことが必要です。

## 福祉との連携

それぞれの機関が役割を果たしながら、共通認識のもと、支援を行うことが重要であり、より一層緊密な連携を図っていただく必要があります。

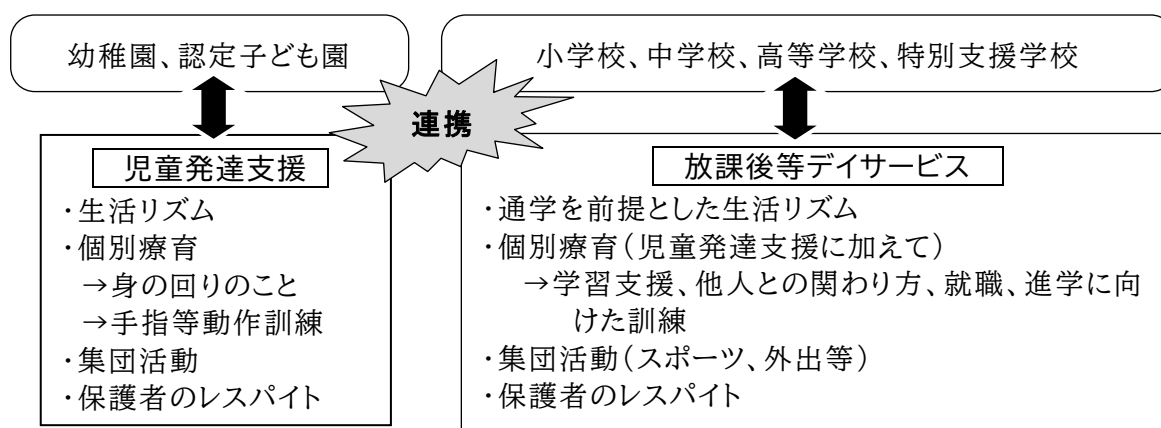
「教育と福祉の連携について」

(平成 28 年 3 月 15 日付け学校教育部長他通知)

### 障害児通所支援事業所(児童発達支援事業・放課後等デイサービス)

発達に心配のある子どもと家族を支える、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の一つです。「児童発達支援事業」は就学前の子ども、「放課後等デイサービス」は小学生から高校生が利用できます。

各事業所では、個別支援計画に基づいて発達支援を行っています。より一層緊密な連携を図り、共通認識のもとで、教育と福祉それぞれが役割を果たしながら支援を行うことが大切です。(この事業を利用するには『通所支援受給者証』の取得が必要です)



### ■保育所等訪問支援について

**事業の概要** 保育所又は小学校等に通う障がいのある子どもが、集団生活への適応のための専門的な支援を必要とする場合に、障害児通所支援事業所の指導員等が保育所等を訪問し、障がいのある子ども本人に対する支援や訪問先施設の職員に対する支援を行うものです。

**訪問支援員** 障がいのある子どもに関する知識及び経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士及び心理指導担当職員等

**訪問先施設** 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等

**事業の概要** ①障がいのある子ども本人に対する集団生活適応のための必要な訓練等  
②訪問先施設の職員に対する支援方法等に関する情報共有や助言等  
※授業の補助や介助業務は支援内容には含まれません。

### 障害児(者)相談支援事業所

通所支援事業所に通所する場合など、「利用計画」を作成するほか、関係機関の支援者会議等をコーディネートします。また、成人した場合も、障害者総合支援法に基づくサービス利用計画の作成を担うことができ、長期間にわたり支援に関わることが可能な相談機関です。

事業所名等は札幌市のホームページで確認することができます。

[http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/9\\_shiteijigyousyaichiran.html](http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/9_shiteijigyousyaichiran.html)

※福祉との連携に関する問い合わせ先

札幌市教育委員会学びの支援担当課(211-3821) 保健福祉局障がい福祉課(211-2938)

## 8 特別支援教育の理解啓発について

特別支援教育の推進に当たっては、障がいのある子どもの保護者はもとより、障がいのない子どもの保護者の理解と協力が不可欠であり、保護者全体の理解・啓発を進めながら学校全体として支援に対する理解が得られるように、子どもや保護者、地域に対して、学校がどのような支援を行っているかなどについて、説明や情報提供を行うことが大切です。

### 各学校における取組の例

#### 学校だより、ホームページ等による広報

- 学校として取り組んでいる「校内学びの支援委員会」の活動についてお知らせする（校内支援、地域学習支援）。
- 困りのある子どもを支える特別支援教育巡回相談員や学びのサポーター、スクールカウンセラーなどの役割や担当者名をお知らせする。
- 学校の特別支援教育に関わる相談の窓口として、特別支援教育コーディネーターの役割や担当者名等を知らせる。

【例】今年度の特別支援教育コーディネーターは〇〇〇〇です。特別支援教育コーディネーターは、お子さんのことで心配なことがある保護者の方のお話を伺うことも大切な役割の一つです。何かお子さんのことで相談したいことがありましたら、特別支援教育コーディネーターの〇〇〇〇まで、どうぞお気軽に声をかけてください（学校電話〇〇〇－〇〇〇〇）。

#### PTAの活動

- 教育講演会の開催
- 家庭教育学級の講演会として開催
- 地域の小学校数校合同でPTAの研修会を開催
- PTAの広報誌を通じて、特別支援教育に関わる情報提供

### 特別な教育的支援を必要とする子どもの在籍している学級での取組の例

子どもの行動面の問題等から、子どもや保護者全体が孤立してしまう場合があります。学校や周囲の保護者に対して、特別な支援や診断名等について話すかどうか、また、クラスの子どもたちにどう説明するかは難しい問題ですが、適切に伝えることで、周囲の誤解を解き、周りの子どもや保護者の理解の下で適切な対応を行うきっかけとなる場合もあります。

- 学級懇談会において、相談機関の専門家などから保護者に対して、子どもが困っていることの背景と基本的な対応方針の説明を行い、周囲の理解と配慮について学ぶ場を設ける。
- 学級活動において、専門家の協力を得ながら、子どもに対して周囲の理解と配慮について学ぶ場を設ける。
- 子どもに対しては、必要に応じて、学級会での話し合いの事項や総合的な学習の時間の内容として取り上げる。

## 9 校内研修の実施

特別支援教育は全教職員の共通理解のもと、学校全体として推進していくことが必要です。そのため、各園、学校の実状に応じて、研究部とも連携を図りながら、校内研修を計画的、段階的に実施することが大切です。

### 各園、学校で取り組まれている校内研修会の例

#### 【年度初めの校内研修会】

- 1 校内学びの支援委員会、特別支援教育コーディネーターの役割について
- 2 支援対象の子どもについての共通理解
  - ・引継ぎ事項の確認(特徴的なことや効果的な手だてなど)
- 3 今年度の予定
  - ・実態把握の確認
  - ・研修会(講演会)の開催についてなど

校内学びの支援研修会全体会として開催されている場合もあります。

グループで、一つの事例を検討することによって、複数の意見が得られ、新たな支援の方策や他の事例にも対応しやすくなります。

クラスの中の全ての子どもにとって分かりやすい工夫をしようと、校内研修で取り組まれている場合もあります。この理念はインクルーシブ教育の理念につながります。

#### 【事例検討会】

具体的な事例に基づく検討会

- ・グループになって、事例への対応を検討する。

事例1 離席が多い1年生男子

事例2 友達への乱暴な行動が増えている  
5年生男子

#### 【学習会】

「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れた授業の検討

- ・学習環境作り(基本的なルールの確認、教室環境の整備)
- ・全体指導の工夫～「焦点化」「視覚化」「共有化」
- ・個のつまずきに対する工夫～①全体の授業の中で ②個別の支援 ③補充指導での支援

特別な支援に関する各分野の専門家による講演などによって、教職員の理解を深め、具体的な支援を検討する際の手だてに生かしている園・学校が多くあります。

※その際には、学校として依頼したい内容を明確にして、事前に連絡を取って実施することが大切です。

講師(例)  
教育委員会、大学など教育機関の専門家  
医療機関セラピスト、特別支援学校教諭など

#### 【講演会】

〈講演会のテーマの例〉

- 特別な教育的支援を必要とする子どもの理解と対応
- 心理検査(WISCなど)の活用について
- 関係機関との連携について
- 個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成

など